

～線維筋痛症の障害状態について診断書を作成されるお医者様へ～

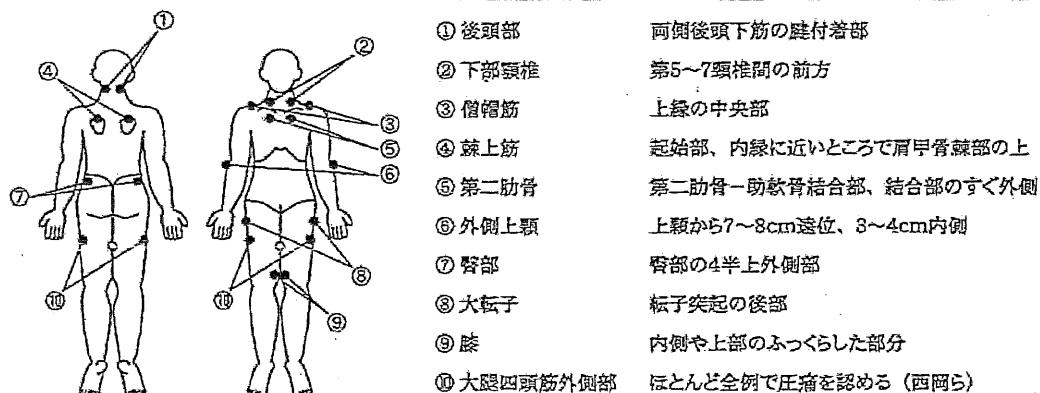
日頃より公的年金事業の運営にあたりましては、格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

線維筋痛症の障害状態について診断書（肢体の障害用 様式第120号の3）を作成する際には、診断書⑨「今までの治療の内容、期間、経過、その他参考となる事項」欄に、次の表1の重症度分類試案のステージのいずれに該当しているか記載いただくようお願いいたします。

【参考】

図 米国リウマチ学会の診断基準と特徴的な圧痛点

- 1 3ヵ月以上続く上半身、下半身を含めた対側性の広範囲の疼痛と頸部、前胸部、胸椎のいずれかの疼痛、いわゆる axial skeletal pain が存在。
- 2 全身18ヵ所の圧痛点のうち11ヵ所以上に圧痛が存在する。



①～⑩は米国リウマチ学会の診断基準の圧痛点

表1 線維筋痛症の重症度分類試案（厚生労働省研究班）

ステージI	米国リウマチ学会診断基準の18ヵ所の圧痛点のうち11ヵ所以上で痛みがあるが、日常生活に重大な影響を及ぼさない。
ステージII	手足の指など末端部に痛みが広がり、不眠、不安感、うつ状態が続く。日常生活が困難。
ステージIII	激しい痛みが持続し、爪や髪への刺激、温度・湿度変化など軽微な刺激で激しい痛みが全身に広がる。自力での生活は困難。
ステージIV	痛みのため自力で体を動かせず、ほとんど寝たきりの状態に陥る。自分の体重による痛みで、長時間同じ姿勢で寝たり座ったりできない。
ステージV	激しい全身の痛みとともに、膀胱や直腸の障害、口の渇き、目の乾燥、尿路感染など全身に症状が出る。普通の日常生活は不可能。